

職員の勤務条件等について

(1) 職員の勤務時間その他の勤務条件

① 職員の勤務時間（標準）

1週間の正規 の勤務時間	1日の正規の 勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	7時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00

② 休暇の概要

種 類	概 要
年次有給休暇	1年（暦年）につき20日 年末に年次有給休暇の使用残日数があるときは、20日を限度として翌年に繰り越すことができる。 （残日数が20日を越えない場合は当該残日数）
病 気 休 暇	公務傷病等休暇 職員が公務上負傷若しくは疾病し、又は通勤により負傷若しくは疾病にかかった場合において、任命権者が公務傷病又は通勤による傷病と認定したときは、その療養期間中は病気休暇を与える。
	私傷病休暇 職員が私事による負傷又は疾病のため療養を要する場合は、90日以内において必要と認める期間の病気休暇を与える。ただし、該当負傷又は疾病について、任命権者が特に療養を必要と認めたときは、当該期間を90日を超えない範囲内で延長することができる。
介護休暇	職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母、二親等以内の親族でかつ職員と同居している者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、6月の期間内において介護休暇を受けることができる。休暇期間中の給与は減額。
特別休暇	特別休暇は、地震・水害・火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合等、特定の事由がある場合に限って与える。

（参考）松江市職員の勤務時間・休暇等に関する条例、松江市職員の勤務時間・休暇等に関する規則

③ 特別休暇の種類（主なもの）

種 類	付 与 日 数
ドナー休暇	必要と認める期間（骨髄若しくは末梢血幹細胞移植に係る登録又は骨髄若しくは末梢血幹細胞提供に伴う検査、入院等の場合）
ボランティア休暇	5日以内
産前産後休暇	産前：8週間（多胎妊娠の場合：14週間）、産後：8週間
育児時間	満1歳まで、1日2回それぞれ60分以内
子の看護休暇	5日以内（子が2人以上の場合は、10日以内）
妻の出産補助休暇	入院から出産後2週間の期間で4日以内
慶弔休暇	忌引：配偶者10日、父母7日、子5日、祖父母・兄弟姉妹・父母の配偶者又は配偶者の父母3日、孫・おじ又はおば・子の配偶者又は配偶者の子等1日
結婚休暇	10日以内

(2) 職員の分限及び懲戒処分状況

① 分限処分者数（令和5年度）

処分の種類 処分事由	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績が良くない場合	人	人	人	人	人 0
心身の故障の場合	人	人	人 72	人	人 72
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	人	人	人	人	人 0
刑事事件に関し起訴された場合	人	人	人	人	人 0
合 計	人 0	人 0	人 72	人 0	人 72

② 懲戒処分者数（令和5年度）

処分の種類 処分事由	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	人	人	人	人	人 0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	人	人	人	人	人 0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	人	人	人	人	人 0
合 計	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0

(3) 職員のサービスの状況

① 職員の年次有給休暇の取得状況

総付与日数 A（日）	総取得日数 B（日）	全対象職員数 C（人）	平均取得日数 B/C（日）	消化率 B/A（%）
45,155	15,788	1,199	13.2	35.0

（注） 1 令和5年1月1日から令和5年12月31日を対象期間としたもの。

2 全対象職員数とは、対象期間の全期間を在職した職員をいう。

② 育児休業の取得状況（令和5年度）

（単位：人）

区 分	男性	女性
新たに育児休業を取得した者	18	34
前年度から引き続いて取得している者	2	40

③ 介護休暇の取得状況（令和5年度）

（単位：人）

	介護休暇取得者数
男性職員	1
女性職員	0

(4) 職員の退職管理の状況（令和5年4月1日現在）

① 退職後に営利企業等に再就職した元職員に対する現職職員への働きかけ規制

規制の対象者	禁止される働きかけの内容	規制期間	根拠
営利企業等への全ての再就職者	市と再就職先との間の契約・処分等に関する事務であって、離職前5年間の職務に属するものに関する現職職員への働きかけ	離職後2年間	地方公務員法第38条の2第1項
	市と再就職先との間の契約・処分等に関する事務であって、自らが決定したものに関する現職職員への働きかけ	期間の定めなし	地方公務員法第38条の2第5項
離職前5年より前に、市の部長級の職に就いていた再就職者	市と再就職先との間の契約・処分等に関する事務であって、離職前5年より前の当該職としての職務に属するものに関する現職職員への働きかけ	離職後2年間	地方公務員法第38条の2第4項
離職前5年より前に、市の次長級、課長級の職に就いていた再就職者	市と再就職先との間の契約・処分等に関する事務であって、離職前5年より前の当該職としての職務に属するものに関する現職職員への働きかけ	離職後2年間	松江市職員の退職管理に関する条例第2条

② 課長級以上の職に就いていた元職員に対する再就職した場合の届出義務

届出の対象者	課長級以上の職に就いていた元職員
届出の期間	離職後2年間
届出が必要な場合	営利企業以外の法人その他団体に再就職した場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業に再就職した場合※国、地方公共団体に再就職した場合（再任用を含む）は届出不用
届出事項	氏名、再就職日、再就職先の名称・地位等

③ 再就職の状況（令和6年4月1日における離職後2年間に再就職した元職員）

退職時の職位	営利企業以外の法人等			営利企業			再就職者合計
	令和4年度退職者	令和5年度退職者	小計	令和4年度退職者	令和5年度退職者	小計	
部長級	2人	3人	5人		1人	1人	6人
次長級			0人			0人	0人
課長級	1人	1人	2人			0人	2人

※国及び地方公共団体に再就職した元職員（再任用を含む）を除く。